**2024竜神峡紅葉まつり物産市　出店要領**

１　主催　（一社）常陸太田市観光物産協会

２　目的　まつり期間中に、市のお店や特産品等を広く紹介宣伝するとともに、地域経済の振興やまつりのにぎわいを創出する。

３　会場　竜神大吊橋物産市スペース及び吊橋対岸

４　期間　■2024竜神峡紅葉まつり物産市【期日限定型】

　　　　　　　11/16（土）・11/17（日）

　　　　　　　■2023竜神峡紅葉まつり物産市【期間継続型】

　　　　　　　11/1（金）～11/30（土）

　　　　　　　※11/9（土）・11/16（土）・11/17（日）を除く

　　　　　　　※11/9（土）は風のマルシェのため

　　　　　　　※期日限定型と期間継続型を組み合わせた出店も可能とする。

５　時　　間　9:00～16:00

6　出店規定　①出店基準は、常陸太田市内に住所を有する個人、団体または（一社）常陸太田市観光物産協会会員であること。

　　　　　　　②飲食関係出店の場合には、出店申込書と腸内病原菌検査成績書（1年以内）の写し、取扱い食品一覧、配置図を提出する。（保健所申請は事務局が一括で行う）

　　　　　　　③販売する飲食物等の商品は、保健所申請したもののみとする。

　　　　　　　④出店場所については、（一社）常陸太田市観光物産協会、（株）水府振興公社を優先し、残りのスペースを出店者で均等配分し、（一社）常陸太田市観光物産協会で協議の上決定する。

　　　　　　　⑤施設区画数は、出店者数に応じて1区画（３.５m×３.５m）×9区画まで区画数の変更を可能とする。

　　　　　　　⑥出店料に関しては、売上の3％/日とし、報告書と一緒にまつり期間終了後1週間以内に（一社）常陸太田市観光物産協会に支払う。また、電気器具については１カ所につき２００円/日、水道を使う場合も２００円/日の料金をまつり期間終了後に（株）水府振興公社に直接支払う。

　　　　　　　⑦出店中は、毎日速やかに清掃を行い、その日に出たゴミ等は必ず出店者がその日に持ち帰る。

　　　　　　　⑧搬入については、開始時刻の３０分前までに行い、搬入後は速やかに第二駐車場（出店者駐車場区画内：各１台）に移動する。また、搬出については、終了時刻から３０分以内に行うこととする。連日して出店する場合は、風等で飛ばされないように重し等を置いたうえで保管する。

　　　　　　　⑨火器類（ガス，炭火，電気等）を使用する場合は必ず消火器を持参すること。

　　　　　　　⑩食品を扱う者はポリタンク等の手洗い設備を必ず設置すること。

　　　　　　　⑪出店物等は、出店者が各自の責任において管理することとし、万が一の事故（盗難等）については、主催者は一切の責任を負わない。また、出品物に対するクレーム等は出店者の責任において誠意を持って対処すること。

　　　　　　　⑫アルコールを販売・提供する出店者は、酒類販売許可申請を所轄の税務署に行い、「未成年禁酒法」及び「茨城県青少年の健全育成等に関わる条例」を遵守し、未成年に販売・提供はしないこと。アルコールを販売・提供する出店者は、目視できる箇所に、必ず年齢確認の貼紙を行い、年齢確認を行うこと。

　　　　　　　　※未成年等への酒類提供及び販売が発覚した店舗については、今後の出店は認めず、警察に連絡する。

　　　　　　　⑬悪天候等、主催者判断により出店不可能と判断された場合であっても、出店準備に要した経費については、主催者側は一切の責任を負わない。

　　　　　　　⑭会場内及び周辺での迷惑行為を一切しないこと。

　　　　　　　⑮注意事項等を守らず、まつりの運営に非協力的な言動及び行動をした場合、出店者（申請者及び団体）については出店を取り消し、今後の出店についても認めない。

　　　　　　　⑯万一、緊急事態が発生した場合、速やかに来場者の避難誘導を行うこと。

　　　　　　　⑰当日やむを得ない事情等により場所の移動等が発生した場合には、主催者の指示に従ってください。

　　　　　　　⑱施設の破損等があった場合には責任を持って修復してください。

　　　　　　　⑲農産物等の販売品には、管理責任者の「住所・氏名・電話番号」を必ず明記すること。明記していない場合は販売を認めない。

　　　　　　　⑳キッチンカー、ケータリングカーの出店に関しては、最大4台までの募集とし、場所は第1駐車場入口東屋隣及び吊橋対岸とする。

　　　　　　　㉑出店者多数の場合は、実行委員会において抽選のうえ決定し、通知します。

7　問い合わせ　常陸太田市山下町９４９－９　（一社）常陸太田市観光物産協会内

「水府まつり実行委員会事務局」ＴＥＬ：０２９４－７２－８１９４